

次世代育成支援対策推進法による一般事業主行動計画

1. 計画期間

2020年4月1日～2025年3月31日

2. 次世代育成支援対策内容

- ・妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施
- ・育児休業期間中の代替要員の確保は業務内容、業務体制の見直し
- ・育児休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直し
- ・社内のロールモデルと女性労働者をマッチングさせ、当該労働者が働き続けていく上での悩みや心配事について相談に乗り助言するメンターとして継続的に支援させる取組
- ・育児休業からの復職後又は子育て中の女性労働者を対象とした能力の向上のための取組又はキャリア形成を支援するためのカウンセリング等の取組
- ・育児休業等を取得しても中長期的に処遇上の差を取り戻すことが可能となるような昇進基準及び人事評価制度の見直しに向けた取組
- ・フレックスタイム制度
- ・始業・就業時刻繰上げ又は繰下げの制度

- ・子どもを育てる労働者が子育てのためのサービスを利用する際に要する費用の援助の措置の実施
- ・育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知
- ・出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施
- ・所定外労働の削減のための措置の実施
- ・年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施
- ・事務職員を対象とした「ノー残業デー（週一回）」の実施
- ・成田検査事務職員を対象とした「指定公休日」の実施